

令和元年度 働く広場10月号掲載 助成金活用事例

事例 1

～直腸機能障害者のためにオストメイト対応トイレを整備～

【障害者作業施設設置等助成金（第1種）】

情報サービス業のA社の人事部門で採用・教育研修業務などを担当しているBさんは、直腸の病気により人工肛門を造設することとなりました。このため、消化器症状が不安定になりやすく、また排せつ処理の際にトラブルが発生する可能性があることから、本人は不安を抱えながら業務を行っていました。

そこでA社では、助成金を活用して、スチーム装具や汚れ物を洗うための「汚物流し」や、汚れた腹部を洗うことができる「水栓器具」などが装備されたオストメイト対応トイレを社内のトイレ内に整備しました。

オストメイトのバリアフリー設備が整備されたことにより、本人の不安が大いに軽減され、障害を抱えながらも、自身の能力を最大限に発揮できるようになり、貴重な戦力となっています。



事例 2

～合理的配慮の提供に対応するため障害者相談窓口担当者を

増配置～【障害者介助等助成金 障害者相談窓口担当者の配置助成金】



知的障害者・精神障害者を雇用しているC社では、2016（平成28）年に施行された、いわゆる合理的配慮指針（すべての事業主を対象に、募集や採用時に障害者が応募しやすいような配慮を、採用後は仕事をしやすいような配慮をすることを定めたもの）に規定する相談窓口として、総務部の職員を配置しています。

今回、相談窓口をより使いやすいものにするために、助成金を活用し、障害者職業生活相談員資格認定講習修了者のDさんを、障害者の合理的配慮に関する相談に応じる者として総務部の職員に加えて、新たに配置しました。

事例3

～職域の拡大が要約筆記者の委嘱により可能に～

【障害者介助等助成金 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金】

大学病院で働く両感音性難聴のE医師は、必要に応じてほかの医師などからの援助を得やすいように、病棟勤務をしていました。しかしながら、今回、外来診療を担当することとなり、患者とのコミュニケーション面で本人も周囲も不安な状態となりました。

そこで助成金を活用して要約筆記者を委嘱し、患者の話をパソコンで文字に要約してもらい、E医師に伝達することで円滑にコミュニケーションを図ることができるようになりました。

現在は、E医師の外来診療は不安なく行われています。



事例4

～通勤を容易にする住宅の賃借～

【重度障害者等通勤対策助成金 重度障害者等用住宅の賃借助成金】



F社で働くGさんは、勤務中に突然体に力が入らなくなり、転倒したため、病院で診察してもらったところ、進行性の病気であることが判明し、身体障害者手帳を取得しました。Gさんとの面談により、自宅から電車とバスを乗り継いで1時間の通勤をするのが困難であること、会社の近くへの引越しを希望していることがわかりました。

そこでF社は助成金を活用して、Gさんのために、事業所から徒歩1分の場所に、敷地内にも室内にも段差がないバリアフリー住宅を賃借しました。

その結果、杖で歩行するGさんの通勤の負担が解消されました。今後、病気の進行により車いす利用となった場合でも通勤が可能となり、雇用の継続が見込まれます。